

障害者活躍推進計画

機関名	益田市水道事業
任命権者	水道事業管理者 益田市長 山本浩章
計画期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
当事業における障がい者雇用に関する課題	当事業については、職員総数が33人（会計年度任用職員含む）の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 現在も当事業は職員数が少なく、障害者の雇用の促進に関する法律に規定する法定雇用の人数に達していないことから、組織的な整備体制は特に行ってこなかった。

目標

採用に関する目標	現在、浄水施設等維持管理を行う職員として、会計年度任用職員を直接採用しているが、新たに採用する際には、障害の有無を確認し、業務に支障がない場合においては、障がい者を採用するように努める。
定着に関する目標	なし 今後障がい者である職員のデータを把握予定

取り組み内容

障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として業務課課長を選任する。 障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず障がい者である職員の相談窓口を設定し、当事業内に周知する。
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	従来の業務内容が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
障がい者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理	相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、断続的に必要な措置を講ずる。 なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 職員の募集・採用にあたっては以下の取り扱いを行わない。

	・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する ・ 自力で通勤できるといった条件を設定する ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることなどの条件を設定する ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する
その他	国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、現在印刷業務について障害者就労支援施設へ発注をしているが、引き続き発注可能なものについて検討し、障がい者の活躍の場の拡大推進に努めたい。